

基 発 第 1030001 号

平成 20 年 10 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「移送の取扱いについて」の一部改正について

移送の取扱いについては、昭和 37 年 9 月 18 日付け基発第 951 号「移送の取扱いについて」（最終改正昭和 48 年 2 月 1 日付け基発第 48 号。以下「移送の取扱いについて」という。）により行っているところであるが、今般、移送のうち通院（以下「通院費」という。）の取扱いについて、傷病労働者の通院事情を踏まえ、下記 2 のとおり一部改正し、本年 11 月 1 日以降に生じた移送から適用することとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 通院費の取扱いの改正の趣旨

通院費については、傷病労働者の住居地又は勤務先からおおよそ 4 キロメートルの範囲内にある当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関への通院を基本として支給してきたところであるが、医療の専門化・高度化や交通の利便性の高まり等により、傷病労働者の通院事情が大きく変化していることから、通院費の支給対象の範囲を見直すものである。

2 「移送の取扱いについて」の記の 1 (3) を、次のように改める。

「(3) 通院

イ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に存在する当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医

療機関（以下「労災指定医療機関等」という。）への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。

ロ 傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合、又は交通事情等の状況から傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと認められる場合における傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。

ハ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及び傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合における最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。

ニ 傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル未満の通院であっても、傷病労働者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院。

ホ 労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した労災指定医療機関等への通院。」

新	旧
<p data-bbox="501 367 773 396">移送の取扱いについて</p> <p data-bbox="154 443 1113 581">労災保険法第13条第1項第6号に掲げる標記については、従来その取扱が各局まちまちになっているものが少ない実情にかんがみ、今般、従前の通達等を総合的に検討して下記のとおり取扱うこととしたので、自今この通達によって運用されたい。</p> <p data-bbox="154 589 1113 654">なお、柔道整復師等にかかわる移送の取扱いについても、これに準ずるものであるから念のため申し添える。</p> <p data-bbox="176 662 1038 691">おつて、従前の通達のうち、別表に掲げる通達以外の通達は廃止する。</p> <p data-bbox="625 732 659 761">記</p> <p data-bbox="161 805 349 834">1. 移送の範囲</p> <p data-bbox="199 842 319 872">(1) (略)</p> <p data-bbox="199 912 319 941">(2) (略)</p> <p data-bbox="199 982 326 1011">(3) 通院</p> <p data-bbox="240 1019 1113 1157"><u>イ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に存在する当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関（以下「労災指定医療機関等」という。）への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。</u></p>	<p data-bbox="1469 367 1741 396">移送の取扱いについて</p> <p data-bbox="1129 443 2088 581">労災保険法第13条第1項第6号に掲げる標記については、従来その取扱が各局まちまちになっているものが少ない実情にかんがみ、今般、従前の通達等を総合的に検討して下記のとおり取扱うこととしたので、自今この通達によって運用されたい。</p> <p data-bbox="1129 589 2088 654">なお、柔道整復師等にかかわる移送の取扱いについても、これに準ずるものであるから念のため申し添える。</p> <p data-bbox="1152 662 2013 691">おつて、従前の通達のうち、別表に掲げる通達以外の通達は廃止する。</p> <p data-bbox="1589 732 1623 761">記</p> <p data-bbox="1136 805 1324 834">1. 移送の範囲</p> <p data-bbox="1174 842 1295 872">(1) (略)</p> <p data-bbox="1174 912 1295 941">(2) (略)</p> <p data-bbox="1174 982 1301 1011">(3) 通院</p> <p data-bbox="1215 1019 2088 1157"><u>イ 傷病労働者の住居地又は勤務先からおおよそ4キロメートルの範囲内にある当該傷病の診療に適した指定医療機関へ通院する場合であつて交通機関の利用距離(住居地と勤務地との間は除く。)が片道2キロメートルをこえる通院。</u></p> <p data-bbox="1242 1166 2088 1271"><u>ただし、当該傷病の症状の程度よりみて交通機関を使用しなければ通院することがいちぢるしく困難であると認められる者についてはこの限りでない。</u></p>

ロ 傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合、又は交通事情等の状況から傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと認められる場合における傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。

ハ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及び傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合における最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。

ニ 傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル未満の通院であっても、傷病労働者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院。

ホ 労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した労災指定医療機関等への通院。

2. (略)

3. (略)

別表 (略)

ロ 傷病労働者の住居地又は勤務先からおおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病の診療に適した指定医療機関がないために4キロメートルをこえる最寄りの指定医療機関への通院。

ハ 労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した医療機関への通院。

2. (略)

3. (略)

別表 (略)

参考：改正後（別表省略）

移送の取扱いについて

（昭和 37 年 9 月 18 日付け基発第 951 号）

改正 昭和 48 年 2 月 1 日付け基発第 48 号

改正 平成 20 年 10 月 30 日付け基発第 1030001 号

労災保険法第 13 条第 1 項第 6 号に掲げる標記については、従来その取扱いが各局まちまちになっているものが少なくない実情にかんがみ、今般、従前の通達等を総合的に検討して下記のとおり取り扱うこととしたので、自今この通達によって運用されたい。

なお、柔道整復師等にかかわる移送の取扱いについても、これに準ずるものであるから念のため申し添える。

おって、従前の通達のうち、別表に掲げる通達以外の通達は廃止する。

記

1 移送の範囲

(1) 災害現場等から医療機関への移送

災害現場から医療機関への傷病労働者の移送及び療養中の傷病労働者に入院の必要が生じ、自宅等から医療機関に収容するための移送。

(2) 転医等に伴う移送

イ 労働基準監督署長の勧告による転医（転地療養又は帰郷療養を含む。以下同じ。）又は、傷病労働者の診療を行っている医師の指示による転医又は対診のための移送。

ロ 傷病労働者の診療を行っている医師の指示による退院に必要な移送。

(3) 通院

イ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に存在する当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関（以下「労災指定医療機関等」という。）への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道 2 キロメートル以上の通院に限る。）。

ロ 傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合、又は交通事情等の状況から傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと認められる場合における傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。

ハ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及び傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合における最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。

ニ 傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル未満の通院であっても、傷病労働者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院。

ホ 労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した労災指定医療機関等への通院。

2 費用の範囲

移送費として支給する費用は、当該労働者の傷病の状況等からみて、一般に必要と認められるもので、傷病労働者が現実に支出する費用とすること。

なお、傷病労働者の移送に従事する者の日当は次により算定すること。

- (1) 付添看護人の日当は、当該地域において一般に看護人の日当として支払われている料金を基準として計算した額を限度とすること。
- (2) 傷病労働者と同一事業所に勤務する労働者が移送に従事した場合の日当は、当該労働者の通常の労働日の賃金を基準として計算した額を限度とすること。
- (3) 傷病労働者の配偶者及び二親等内の血族が移送に従事する場合には、当該親族にかかわる費用のうち、日当は支給しないこと。

3 費用の請求

(1) 労災保険法施行規則第9条第3項の移送に要した費用の額を証明する書類は、原則として領収書によること。

なお、国鉄又はバス運賃等で療養補償費請求書「⑪療養の内容」欄の診療実日数によって、その費用を算定できるものについては、前記の書類の添付を必要としないこと。

(2) 傷病労働者の診療を行っている医師の指示による転医又は対診の場合には療養補償費請求書「⑩傷病の経過の概要」欄にその指示を行った旨の記載を受けるように指導すること。